健　第　８１３２号
令和２年３月２６日

指定地方公共機関　代表者　様

佐賀県知事　山口　祥義

新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条第1項の規定に基づく
「佐賀県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置について（通知）

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）第15条第1項の規定に基づく政府対策本部が設置されました。これを受け、佐賀県では、法第22条第1項の規定に基づき、知事を本部長とする「佐賀県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しましたのでお知らせします。

貴団体におかれましては、法第2条第7号の規定に基づく指定地方公共機関に指定され、その業務について新型インフルエンザ等対策を実施することとされています。

つきましては、新型コロナウイルス感染症についても、法第9条に基づき作成されている「業務計画」により適切な対応をお願いいたします。

【医療関係機関】
担　当：健康増進課　松崎、南
電　話：0952-25-7075
E-mail：kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp
【社会経済関係機関】
担　当：危機管理・報道課　中路、浦川
電　話：0952-25-7008
E-Mail：kikikanri-houdou@pref.saga.lg.jp

【参考】新型インフルエンザ等対策特別措置法における指定地方公共機関である事業者の責務等

・新型インフルエンザ等対策の実施（法第３条第５項関係）
・新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の作成、県知事への報告及びその要旨の公表（法第９条関係）
・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄、整備、点検（法第１０条関係）
・都道府県対策本部長（県知事）が必要に応じ行う、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を受ける（法２４条第１項関係）
・必要に応じ、上記総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対する意見の申し出（法第２４条第２項関係）
・国省庁、その地方支分局又は地方公共団体の長に対する、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援要求（法第２７条関係）
・新型インフルエンザ等緊急事態において、法第２４条第１項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合の、県対策本部長からの必要な指示を受ける（法第３３条第２項関係）

【医療機関・医療関係機関・医薬品卸】
新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品・医療機器の販売を確保するため必要な措置を講じる（法第４７条関係）

【ガス事業者】
新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じる（法第５２条関係）

【旅客・貨物運送事業者団体】
新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置を講じる（法第５３条第１項関係）

【貨物運送事業者団体】
新型インフルエンザ等緊急事態において、都道府県知事からの新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材の運送の要請を受ける（法第５４条第１項関係）

事務連絡
令和２年３月26日

各都道府県
新型コロナウイルス感染症対策担当部局　宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第１条の２第２項の規定により読み替えて適用する同法第１４条の規定に基づき、厚生労働大臣から内閣総理大臣に対し、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いと認める旨の報告がありました。

これを受け、政府において、同法第１５条第１項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されましたのでお知らせします。

政府対策本部が設置された場合、同法第２２条第１項の規定に基づき、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならないこととされていますので、適切にご対応をお願いいたします。

また、設置され次第、設置状況につきまして、別紙様式に記載のうえ、27日（金）15:00までに下記連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

（照会先）
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
企画第２担当　比護・宮内・石橋
直通　03（6257）3086
FAX　03（3501）3973
e-mail　g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp
satoshi.higo.i3i@cas.go.jp
fumi.miyauchi.c5b@cas.go.jp
megumi.ishibashi.k5i@cas.go.jp

（別紙）

都道府県対策本部　設置状況

都道府県名

設置日

組織体制（構成員）

対策本部開催実績

（予定日）

対策本部事務局　連絡先

事務局 部局名		
事務局 担当部長	【TEL】 【メールアドレス】	【携帯 TEL（休日夜間）】 【携帯メールアドレス（休日夜間）】
同担当 課長	【TEL】 【メールアドレス】	【携帯 TEL（休日夜間）】 【携帯メールアドレス（休日夜間）】
同担当者	【TEL】 【メールアドレス】	【携帯 TEL（休日夜間）】 【携帯メールアドレス（休日夜間）】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県対策本部の設置等について

厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症について、そのまん延のおそれが高いと認めるとき、総理大臣に対し、は、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。（特措法第14条）

↓

総理大臣は、（当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、）閣議にかけて、臨時に内閣に政府対策本部を設置するものとする（同第15条）

↓

政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない（同第22条）

※市町村町には対策本部の設置義務は（現時点では）生じない

特措法に基づく、都道府県対策本部について

〇所掌事務（同第22条）
当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務

〇本部員（同第23条）
都道府県知事（対策本部長）、副知事、都道府県教育委員会の教育長、警視総監又は道府県警察本部長、特別区の消防長、その他都道府県知事が当該都道府県の職員から任命する者

〇都道府県対策本部長の権限（同第24条）

〇医療等の実施の要請等（同第31条）

（参考）新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

〇改正後の法附則第一条の二第二項の規定による法第十四条の読替え

（新型インフルエンザ等の発生等に関する報告）

第十四条　厚生労働大臣は、感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の六第一項の規定により新型インフルエンザ等が発第四十四条の六第一項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）にあっては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき）は、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

〇関係条文

（政府対策本部の設置）

第十五条　内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置するものとする。

2　内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

（政府対策本部の所掌事務）

第十七条　政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が次条第一項に規定する基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること。

二　第二十条第一項及び第三十三条第一項の規定により政府対策本部長の権限に属する事務

三　前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

（政府対策本部長の権限）

第二十条　政府対策本部長は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県知事等」という。）並びに指定公共機関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

2　前項の場合において、当該都道府県知事等及び指定公共機関は、当該都道府県又は指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関して政府対策本部長が行う総合調整に関し、政府対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3　政府対策本部長は、第一項の規定による権限の全部又は一部を政府対策副本部長に委任することができる。

4　政府対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

（都道府県対策本部の設置及び所掌事務）

第二十二条　第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

2　都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（都道府県対策本部の組織）

第二十三条　都道府県対策本部の長は、都道府県対策本部長とし、都道府県知事をもって充てる。

2　都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者（道府県知事が設置するものにあっては、第四号に掲げる者を除く。）をもって充てる。

一　副知事

二　都道府県教育委員会の教育長

三　警視総監又は道府県警察本部長

四　特別区の消防長

五　前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者

3　都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。

4　都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県の職員以外の者を都道府県対策本部の会議に出席させることができる。

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条　都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

2　前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3　都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

4　都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

5　都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

6　都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

7　都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

8　都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。

9　都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

（都道府県対策本部の廃止）

第二十五条　（略）

（条例への委任）

第二十六条　（略）

（指定公共機関及び指定地方公共機関の応援の要求）

第二十七条　（略）

（特定接種）

第二十八条　（略）

（停留を行うための施設の使用）

第二十九条　（略）

（運航の制限の要請等）

第三十条　（略）

（医療等の実施の要請等）

第三十一条　都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

2　厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

3　医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第六十二条第二項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。

4　厚生労働大臣及び都道府県知事は、前三項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

5　市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項又は第三項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。